

平成二十五年十二月十日受領
答弁第一一三三号

内閣衆質一八五第一一三三号

平成二十五年十二月十日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 伊 吹 文 明 殿

衆議院議員鈴木貴子君提出一九七二年の沖縄返還時における有事の際の核持ち込みに係る密約についての
質問主意書に対する安倍晋三内閣の答弁ぶりに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木貴子君提出一九七二年の沖縄返還時における有事の際の核持ち込みに係る密約につい

ての質問主意書に対する安倍晋三内閣の答弁ぶりに関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、先の答弁書（平成二十五年十一月十五日内閣衆質一八五第五九号）一から三までについてでお答えしたとおりであるから、お尋ねの答弁書の決裁に関与した職員について、その官職氏名を明らかにする必要があるとは考えていない。

二について

「誠実」とは、一般に、偽りがなく、真面目なことを意味すると承知している。

三から五までについて

政府としては、国会法（昭和二十二年法律第七十九号）第七十四条に基づく質問に対して誠実に答弁している。